スキー高知

2021
第53号

高知県スキー連盟

目　　次

はじめのことば …… 会長　今村　正直　1

高知県スキー連盟規約 …… 2

２０２１年度　役員名簿 …… 5

２０２１年度　評議員名簿 …… 6

２０２１年度　ＳＡＪ公認資格者名簿 …… 7

高知県スキー連盟料金表 …… 9

２０２１年度　事業計画

１　総務部 …… １０

２　教育部

・事業計画 …… １１

・教育部名簿・配置計画・大会要項等 …… １２

３　競技部

・事業計画 …… ２５

・競技部名簿、大会要項等 …… ２６

４　大会・合宿参加時の新型コロナウイルス感染症対策について …… ３６

２０２０年度　事業実績

１　事務局 …… ４０

２　総務部 …… ４１

３　教育部 …… ４２

４　競技部 …… ４６

２０２１年度　登録クラブ役員名簿 …… ４７

２０２１年度　登録会員数 …… ４８

ご　あ　い　さ　つ

高知県スキー連盟

会長　今村　正直

平素は、高知県スキー連盟の事業や運営に多大なご協力を賜り、誠に有難うございます。

シーズンを通して行事を無事終了出来ましたことは、当連盟所属団体の皆様、並びに関係各位のご支援ご協力の賜ものと厚くお礼申し上げます。

2020 シーズンは極端な暖冬のため県内のスキー場には殆ど積雪が無く、県連主管事業は全て中止となりました。

また、大山スキー場で開催予定の四国スキー競技大会や四国技術選手権大会等も雪不足のため開催出来ず残念な年となりました。

しかし、全国中学スキー大会には本県から過去最高の 6 名の選手が、全日本ジュニア選手権大会にも 1 名の選手が参加し 15 位と健闘しました。

また、第 75 回国民体育大会冬季大会は富山県のたいらスキー場で開催され、本県から本部役員 4 名、監督 2 名、選手 6 名の 12 名の選手団が出場し全力で戦いました。

近年重点目標として取り組んでいるジュニアの育成強化は徐々に成果を上げてきていますが、今後とも引き続き選手強化とスキーの普及発展に取り組んで参りたいと思います。

最後になりましたが、本年度は役員改選期であり 3 名の理事を増員し、積極的且つ効率的な事業執行をして参りたいと思いますので、今後ともご支援ご協力を宜しくお願いします。

高知県スキー連盟規約

第1章 名　　称

（名　称）

第1条　本連盟は高知県スキー連盟（英文名 Ski.Association of Kochi）と称し、略称をS・A・Kとする。

第2章 事 務 局

（事務局）

第2条　本連盟は事務局を高知市内に置く。

第3章 目　　的

（目　的）

第3条　本連盟はスキーの正しい普及発展を期し、県民体力の向上とアマチュア・スポーツ精神を養うことを目的とする。

第4章 事　　業

（事　業）

第4条　本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（1）本県におけるスキーの根本方針を確立すること。

（2）基礎スキーの健全な普及発展を図ること。

（3）スキー競技及び技術の向上充実を図ること。

（4）加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。

（5）スキーについて県教育委員会その他関係機関に意見を提出し、その施策に協力すること。

（6）(財)全日本スキー連盟・(財)全日本スキー連盟西日本ブロック協議会・四国四県スキー連絡協議会並びに(財)高知県体育協会に本県スキー界を代表して加盟すること。

（7）高知県スキー選手権大会を開催し、その他代表的スキー競技会を主催又は後援すること。

（8）全国及びこれに準ずる競技大会並びに研修会等に本県スキー界を代表して参加すること。

（9）障害防止対策を樹立し、スキーヤーの安全を図ること。

(10) 本県におけるスキー場施設、スキー競技施設の整備及び開発に協力すること。

(11) (財)全日本スキー連盟への登録を行うこと。

(12) スキーに関する調査研究を行うこと。

(13) スキー関係功労者を表彰すること。

(14) スキーに関する刊行物を発行すること。

(15) その他本連盟の目的達成に必要な事業を行うこと。

第5章 加 盟 団 体

（加盟できる団体）

第5条　本連盟の加盟団体は本県において10名以上の会員を有する団体でなければならない。

（加盟、脱退、除名）

第6条　本連盟組織団体の加盟、脱退または除名は評議員会の決議による。但し新規加盟については第7条に規定する手続が完了したものについて理事会が仮承認することができる。

（加盟の方法）

第7条　新たに加盟しようとする団体は次の事項を明記した申込書に会則及び評議員会の定めた加盟金を添えて会長に申し込むこととする。

名称、役員名簿（役名、氏名、現住所）、設立年月日、事務所及びその所属会員名簿。

（負担金、登録）

第8条　加盟団体は評議員会の定めた負担金を毎月11月末までに納入しなければならない。また、加盟団体所属会員は10月15日までに登録しなければならない。登録についての規定は別に定める。

（加盟団体の権利）

第9条　加盟団体は代表（評議員）をもって評議員会に参加できる。

2　加盟団体は本連盟主催または後援の各種行事にその所属会員を参加させることができる。

（加盟団体の義務）

第10条　加盟団体とその所属会員は、本規約並びに諸規程及び評議員会の決定に従わなければならない。

第11条　加盟団体は名称、役員（役名、氏名、現住所）並びに事務所の所在地に変更のあった場合、直ちに本連盟に通知しなければならない。

第6章 資産および会計

（資産及び会計）

第12条　本連盟の資産及び収入は次のとおりとする。

（1）財産目録記載の資産

（2）加盟団体の負担金及び会員の登録料

（3）事業に伴なう収入

（4）補　助　金

（5）寄　附　金

（6）その他の収入

第13条　本連盟の資産は会長が管理し、事業遂行に要する費用は前条の収入をもって仕弁する。

（会計年度）

第14条　本連盟の会計年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終る。

（予　　算）

第15条　本連盟の事業計画に伴なう収支の予算は、理事会が編成して評議員会の議決を得ることを要する。

（決　　算）

第16条　本連盟の収支決算は、監事の監査を経て、評議員会に報告しその承認を得ることを要する。

（剰　余　金）

第17条　会計年度の終りにおいて剰余金があるときはこれを

翌年度に繰越すものとする。

（特別会計）

第18条　本連盟は評議員会の決議により特別会計を設けることができる。

第７章　役　　員

（役　員）

第19条　本連盟に次の役員を置く。

（１）会　　長　１名
（２）副 会 長　若干名
（３）理 事 長　１名
（４）副理事長　若干名
（５）理　　事　若干名
（６）事務局長　１名
（７）会　　計　１名
（８）監　　事　２名

（会長及び副会長）

第20条　会長は評議員会において推挙する。副会長は評議員会において会員中より選出する。

２　会長は本連盟を代表して会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときまたは欠けたるときは会長があらかじめ指名する順序によりこれを代理する。

（評議員）

第21条　評議員は加盟団体を代表し、その加盟団体が次の定数により選出する。

会員数40名未満の団体にあっては２名、40名以上の団体においては３名とする。

２　評議員として選出された者が役員に就任したときはその資格を失う。この場合は前項の規程に従い、これに代る評議員を選出する。

３　評議員は評議員会を構成し、別に定める重要事項を審議議決する。

（理　事）

第22条　理事は加盟団体所属会員中より評議員会において選出される。

２　理事は会務を掌理する。

（理事長）

第23条　理事長及び副理事長は理事が互選する。

２　理事長は評議員会の決するところに従い会務を執行する。

３　副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代理する。

（事務局長及び会計）

第24条　事務局長及び会計は理事長が理事の中より指名する。

２　事務局長は理事長を補佐する。

３　会計は本連盟の会計を担当する。

（監　事）

第25条　監事は評議員会において会員中より選出する。

２　監事は会計及び業務を監査する。

（役員の任期）

第26条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　役員に欠員を生じたる場合は第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条の規定に従ってそれぞれ選任することができる。

３　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、充員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

４　役員は任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第８章　名誉会長・顧問・参与

（名誉会長、顧問、参与）

第27条　本連盟に名誉会長１名、顧問、参与をそれぞれ若干名置くことができる。

２　名誉会長は評議員会に出席して意見を述べることができる。

３　名誉会長、顧問、参与は本連盟に対し特に功労のあったものの中から評議員の決議によって会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

第９章　運　　営

（評議員会）

第28条　評議員会は本連盟の決議機関である。

第29条　評議員は次の事項を審議決定する。

（１）役員の推挙並びに選出
（２）予算並びに決算
（３）次年度の加盟団体負担金及び加盟金、並びに個人登録料
（４）事業報告と事業計画
（５）表彰及び懲罰に関すること
（６）本規約の改廃
（７）その他議決を要する重要な事項

第30条　評議員会は毎年１回６月１日より２箇月以内に会長が招集する。

２　会長が必要と認めたとき、または、評議員総数の半数以上から請求があったとき、会長は臨時にこれを招集しなければならない。

第31条　評議員会は役員及び評議員で構成し、会長は議長とする。

第32条　評議員会は評議員総数の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。ただし同一議事に関し、再度招集した場合はこの限りではない。

２　評議員会に出席できない評議員は委任状によりその所属する団体の会員の代理人をもって議決権を行使することができる。

第33条　評議員会の議事は出席評議員の過半数の同意をもって決定する。可否同数のときは議長がこれを決める。

第34条　評議員会を招集するときは少なくとも10日前に日時場所、議案を明記した招集状によらなければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めて臨時に招集するときはこの限りではない。

２　評議員会に出席する評議員の旅費はその選出加盟団体の負担とする。

第35条　評議員は評議員会に提出する議案があれば６月１日までにその議案並びに内容を会長あてに提出しなければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めた事項はこの限りではない。

第36条　評議員会は議事録を作成しこれを保存する。

（理事会）

第37条　理事会は本連盟の執行機関である。

第38条　理事会は次の会務を執行する。

（１）当面する事務の処理

（２）評議員会の決定事項の執行

（３）規約、諸規定その他すべての決定事項の周知徹底

（４）新加盟団体の仮承認に関する事務処理と登録事務

（５）会議準備（特に協議事項の処理と試案作成）

第39条　理事会は必要に応じて理事長が招集する。ただし、理事３分の１以上により会議の目的を示し請求があったときは、直ちにこれを招集しなければならない。

第40条　理事会は会長、副会長、理事をもって構成し理事長は議長とする。理事長事故あるときは副理事長がこれに当る。

第41条　理事会は理事３分の１以上の出席がなければ開くことができない。ただし同一議事に関し再度招集した場合はこの限りではない。

第42条　理事会の決議は出席役員の過半数をもって決する。

２　可否同数のときは議長がこれを決める。

第43条　理事会の招集は少なくとも１週間前に、日時、場所、議題を明記した招集状によらなければならない。

第44条　理事会は議事録を作成し、これを保存する。

第45条　理事会には監事の出席を要請することができる。

第46条　理事会に（１）総務部、（２）教育部、（３）競技部を置く。

２　各部に部長１名を置き必要により副部長を置く。

３　部長及び副部長は理事の互選により選出する。

４　部会は必要により部長が招集し理事長の出席を要請することができる。

５　各部の規程は別に定める。

（委員会）

第47条　各部に理事会の承認において委員会を置く。委員の構成は理事または会員があたり、委員の選任は理事会において選出する。

第10章　規約の変更

（規約の変更）

第48条　本規約各項は評議員３分の２以上出席した評議員会において出席評議員の４分の３以上の同意を得なければ変更することができない。

第11章　補　　則

第49条　第７条の加盟金は別に定める。

第50条　本規約の施行についての必要事項は評議員会の議決を経て別に定める。

２　本規約の施行は昭和38年１月25日とする。

３　昭和57年７月25日改正

４　昭和63年７月17日改正

５　平成２年７月22日改正

６　平成18年７月23日改正

2021・2022年度高知県スキー連盟役員

名誉会長 ・ 顧問 ・ 参与

役　職	氏　名	所 属 ク ラ ブ 名	備　考
名誉会長	宮 地　繁	高知スキークラブ	
顧　問	伊尾木 健 助	高知スキークラブ	
参　与	今 井　淳	高知県庁スキークラブ	

会長 ・ 副会長 ・ 理事 ・ 監事

役　職	氏　名	所 属 ク ラ ブ 名	備　考
会　長	今 村　正 直	高知県庁スキークラブ	
副会長	中 島　博 康	土佐スキークラブ	
副会長	青 木　厚 博	高知県庁スキークラブ	
理事長	吉 岡　隆 一	高知県庁スキークラブ	
副理事長兼総務部長	宮 﨑　保 多	高知県庁スキークラブ	
理事・事務局長	石 本　桜 子	高知スラローム会	新任
理事・会計	中 平　ふ み	高知スキースタッフROLL　OVER	
理事・総務部副部長	山 田　麻 衣	高知県庁スキークラブ	
理事・教育部部長	小 中　盛	ハヤシヤッホースキークラブ	
理事・教育部副部長	松 村 美 和 子	土佐山田スキークラブ	
理事・教育部	門 脇　隆 彦	クルー	
理事・教育部	島 﨑　実	高知ゆきんこ倶楽部	新任
理事・教育部	大 崎　俊 道	高知FGGクラブ	新任
理事・教育部	箭 野　浩 一	高知スキークラブ	新任
理事・競技部長	岡 村　貴 之	クロススタイル高知	
理事・競技部副部長	松 﨑　克 彦	高知FGGクラブ	
理事・競技部	新 谷　誠	クロススタイル高知	
理事・競技部	山 本 佳 史	CAMEL・SNOW・LAND・CLUB	
監　事	吉 本　豊	高知県庁スキークラブ	
	澤 田　隆 延	いもづるパーティー2002	

２０２１年度評議員

クラブ名	会員数	定数	評議員		
高知スキークラブ	２０	2	国見　志郎	箭野　浩一	
高知スラローム会	３６	2	坂本　千里	松田　哲尚	
ＡＳＴＡ	１４	2	田中　文博	川久保隆宏	
高知県庁スキークラブ	６５	3	東谷　興正	汲田　信幸	窪内　雅弘
窪川スキークラブ	１１	2	山本　信一	上澤　綾子	
土佐スキークラブ	５０	3	山本　浩雄	板東　政幸	傍士　孝
高知スキースタッフROOLOVER	１７	2	矢野　健一	今田　裕文	
嶺北スキークラブ	１４	2	綾部　和典	久保　信二	
高知FGGクラブ	１６	2	大崎　俊道	森永　茂生	
いもづるﾊﾟｰﾃｨｰ2002	１５	2	小笠原佳子	野本佐代子	
土佐山田スキークラブ	１６	2	杉内　茂春	西内　義人	
CAMEL ・ SNOW ・ LAND・CLUB	１５	2	山崎　保	山崎　善次	
クルー	８	2	笹岡　薫	笹岡　典子	
クロススタイル高知	１３	2	梅原　康司	岡田　直美	
ハヤシヤッホースキークラブ	３０	2	伊藤　久文	多田　修三	
高知ゆきんこ倶楽部	１９	2	戸梶加奈子	青木　京子	
ＴＯＴＡＬ	３５９	３４			

ＳＡＪ公認資格者

１．教育関係

（１）功労指導員　（指導員）

今村　正直

（２）指導員

澤村　耕司	武内　啓輔	石津　知巳	青山　武彦	吉本　豊	石川　善教	吉村　寿夫
森　　学	河渕　雅恵	石川　昭雄	久武　靖明	清水　基幸	藤木　裕石	長尾　信一
今井　淳	田部　貴久	三宅　博文	伊藤　秀男	宮崎　保多	首藤　隆	江渕　誠
山下　有司	山本　浩雄	佐藤　之紀	林　　繁實	山口　達也	壬生政次郎	野邑　孝夫
山崎　国正	柚村　誠	山口　説夫	澤田　浩二	伊与田正司	高橋三規夫	松生　栄司
佐々木寿幸	島田　賢明	小中　盛	古田　修章	宮地　康博	杉内　茂春	笹岡　優
大崎　俊道	中平　ふみ	矢野川　研	島崎　実	上村　仁	伊与田雅子	松村美和子
橋田裕斗	古谷倫子					

（３）功労指導員　（準指導員）

伊尾木健助　　北村　凌

（４）準指導員

山本　信一	小倉正一郎	柳　　清明	公文　興伸	楠目　雅彦	近藤　佳江	竹村　孝明
松下　幸平	山下　留美	新谷　誠	山本　正志	内田　香織	野村　朋広	山下　由利
首藤　智子	徳弘　真一	吉岡　隆一	市川　謙二	金久　厚男	金久　智抄	野村　謙二
田中　文博	橋本　正良	濱田　則夫	島巻　淳	大原　幸子	野本佐代子	汲田　信幸
山口　友紀	川村　道代	岡田　直光	国見　志郎	田村　秀明	田内　誠一	臼井　英子
横山　千絵	光内　幸久	元川　博司	山﨑　広明	小笠原佳子	濱田　秀志	岡村　貴之
青山　幸彦	海老川悦子	柳川　幸彦	二川　好美	横山　智彦	小笠原　賢	窪内　雅弘
奥田　昌尚	山田　麻衣	野本　和浩	山口　巧	前田　隆	上久保宏治	久保　信二
横田　麻子	山口理恵子	野川　英一	高橋　潤	中村　貢	森永　茂生	川村　哲夫
東谷　興正	松崎　克彦	林　　厚生	中平　浩二	杉本　守	山崎　善次	宮本　福一
村岡　啓子	澤田　隆延	伊藤　久文	近間　邦晴	永原　真樹	箭野　浩一	讃野　修司
竹本真一郎	藤戸　美貴	傍士　洋子	奥田優理奈	清岡　司	中山　千将	濵井　倫子
西内　義人	松井　章二	小松　佳代	綾部　和典	伊藤　洋章	山崎　孝男	野瀬　圭二

（５）名誉検定員

今村　正直

（６）Ａ級検定員

石津　知巳　　清水　基幸　　江渕　誠　　山口　達也　　壬生政次郎　　野邑　孝夫　　伊与田正司

（７）Ｂ級検定員

吉本　豊	石川　善教	吉村　寿夫	石川　昭雄	久武　靖明	長尾　信一	今井　淳
田部　貴久	三宅　博文	宮崎　保多	山下　有司	佐藤　之紀	林　　繁實	山崎　国正
柚村　誠	山口　説夫	澤田　浩二	高橋三規夫	松生　栄司	佐々木寿幸	島田　賢明
小中　盛	宮地　康博	杉内　茂春	大崎　俊道	中平　ふみ	矢野川　研	古田　修章
伊藤　秀男	島崎　実	伊与田雅子				

（８）Ｃ級検定員

竹村　孝明	山下　留美	吉岡　隆一	濱田　則夫	野本佐代子	汲田　信幸	橋本　正良
岡田　直光	国見　志郎	田村　秀明	田内　誠一	元川　博司	小笠原佳子	古谷　倫子
柳川　幸彦	二川　好美	横山　智彦	小笠原　賢	窪内　雅弘	奥田　昌尚	山田　麻衣
野本　和浩	山口　巧	前田　隆	久保　信二	横田　麻子	山口理恵子	森永　茂生
東谷　興正	高橋　潤	笹岡　優	松崎　克彦	傍士　洋子	杉本　守	山崎　善次
宮本　福一	村岡　啓子	澤田　隆延	伊藤　久文	箭野　浩一	讃野　修司	竹本真一郎
上村　仁	藤戸　美貴	中山　千将	濵井　倫子	西内　義人	松村美和子	奥田優理奈
清岡　司	小松　佳代	松井　章二	綾部　和典			

（9）クラウン・プライズ

澤村　耕司　　石川　善教　　岡田　直光　　江渕　誠　　壬生政次郎　　島崎　実

（10）テクニカル・プライズ

今村　正直	山本　信一	石津　知巳	武内　啓輔	吉村　寿夫	柳　清明	公文　興伸
森　学	門脇　忠男	森田　圭二	佐藤　昇一	近藤　佳江	長尾　信一	山本　浩雄
宮崎　保多	吉岡　隆一	野村　浩久	首藤　隆	田島　聡	島巻　淳	岡本　順江
山口　達也	大原　幸子	畠山　照章	濱田　則夫	古谷　倫子	佐藤　之紀	宮本　福一
臼井　英子	清水　雅徳	野邑　孝夫	奥田　昌尚	加藤　英介	濱田　秀志	山口　友紀
林　厚生	東谷　興正	山田　麻衣	澤田　隆延	上久保宏治	高橋　潤	久保　信二
宇都宮俊介	森永　茂生	川村　哲夫	傍士　孝	松生　栄司	伊与田正司	

（11）ＳＡＪ公認パトロール

山下　有司　　金森　勉　　柚村　誠

２．スノーボード関係

（1）指導員

笹岡　薫　　笹岡　典子　　藤川　雅章　　門脇　隆彦

（2）準指導員

野村　謙二　　元吉　猛夫　　市川　健良　　伊藤　大和

３．競技関係

（1）Ｂ級セッター

山本　正志

（2）競技運営指導員

津野　純

（3）旗門審判員

宮地　繁

（4）ＳＡＪ公認マテリアル専門委員

宮地　繁

上部団体派遣役員

公益財団法人　全日本スキー連盟	評議員	今村　正直
ＳＡＪ西日本ブロック協議会	評議員	今村　正直
ＳＡＪ西日本ブロック協議会　競技部会	委　員	岡村　貴之
ＳＡＪ西日本ブロック協議会　教育部会	委　員	小中　盛
ＳＡＪ西日本ブロック協議会　指導委員会	理　事	小中　盛
ＳＡＪスキー技術員		野邑　孝夫
公益財団法人　高知県スポーツ協会	評議員	今村　正直
〃	スポーツ年鑑担当	山田　麻衣

高知県スキー連盟料金表

1　登録料

団体登録料	４，０００円	
会員登録料		
一　般	３，５００円	
高校生	１，５００円	
ジュニア	無料	（中学以下・保護者の会員登録が必要）
指導員・準指導員登録料	２，０００円	（指導員会費１，０００円含む）
検定員登録料	１，０００円	
スキーパトロール登録料	１，０００円	
競技関係の資格登録料	１，０００円	（各資格毎）

2　連盟主催事業参加料

① 教育部の合宿、練習会、講習会

１日　　会員　２，０００円　　一般　４，０００円

（注）検定会の事前講習会は別途定める。

② 競技部の合宿は３，０００円

② 大会参加料

県選手権、ジュニア選手権、スラローム大会　３，０００円

県技術選手権大会　２，０００円

その他大会は別途要項等で定める。

3　資格

会　員	当該年度の連盟登録者
準会員	連盟事業参加時等は会員扱いとする
	（条件）　当該年度の連盟登録手続中の者
	連盟事業申込時に会員登録を申請した者（クラブ登録が必要）
一　般	その他の者

4　旅費

昼食費	１，０００円
宿泊費	７，０００円　但し前泊は３，０００円
交通費	
四国内	３，０００円
その他	８，０００円（中国、近畿等）
実　費	会議等の出席のため、公共交通機関や自家用車を利用する場合

【附則】１　この基準は、平成１７年１２月６日より施行する。

２　この基準は、平成１９年７月２２日より施行する。

３　この基準は、平成２０年７月２７日より施行する。

４　この基準は、平成２２年７月２５日より施行する。

５　この基準は、平成２６年７月２７日より施行する。

６　この基準は、平成２７年７月２６日より施行する。

７　この基準は、平成２８年７月２４日より施行する。

８　この基準は、２０１９年７月２１日より施行する。